

クイズで学ぼう！消費生活のキホン(答え)

「いやや」で
覚えましょう



答えは ②消費者ホットライン188番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

消費生活センターってどんなところ？

- 国家資格を持った消費生活相談員や、それに準じた専門知識・技術を持った人が対応します。
- 消費者関連の法律に基づき、解決のためのアドバイスをしたり、必要に応じて事業者との間に入ってあっせん（解決のための交渉のお手伝い）を行ったりして被害の回復を図ります。
- 守秘義務があるので、伺った情報はしっかり守られます。外部には漏れません。

消費生活センター便り

借金をさせる副業や投資の勧誘に注意!



簡単に儲かるうまい話はありません。収益から借金を返せる保証もありません!



- ・「1日15分 スマホで副業」など「簡単に稼げる」というインターネットの広告を見て副業の契約をしたところ、更に収益を上げるための高額なサポートを勧められた。その費用は『借金しても収益から払える』と指南されて複数の消費者金融から200万円以上を借金して支払ったけれども、収益があがらないので解約したい。
 - ・サポート契約するために事業者スマホを遠隔操作されて、短時間のうちに複数のサラ金業者に借入れを申し込んでしまった。
- といった相談が20歳代の若い世代を中心に増えています。

アドバイス

- ・「簡単に稼げる」「儲かる」ことを強調する広告を簡単に信用しない。
- ・契約をせかされても借金をしてまで契約をする必要があるのか、冷静に。
- ・勧誘を断る際は「お金がない」ではなく、「いりません」ときっぱり断る。
- ・業者に指示されても遠隔操作アプリは安易にインストールしない。
- ・遠隔操作等で貸金業者サイトに登録されてしまったら、悪用されないようIDやパスワードを変更するなどの対策をとる。



●不安に思った場合やトラブルに遭った場合は、すぐに相談しましょう。

消費者ホットライン・・・局番なしの188(いやや)番

お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します。

消費生活に関するご相談は

高知県立消費生活センター ☎088-824-0999

住所 〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地「ソーレ」2階

受付時間 日曜日～金曜日 9:00～16:45
※日曜日モ相談を受け付けています

休所日 土曜日・祝日・12/29～1/3

ホームページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141602/>

県立消費生活センターから情報発信中!
Instagramもチェック⇒

